

【文化環境部】

件 名	府立大学における研究開発成果有体物に係る取扱いについて
<p>申立概要 【受理 24.7.20】</p>	<p>府立大学で研究開発取得された菌株の譲渡を大学に願い出たところ、3菌株は譲渡されたが、残りの4菌株は拒否されている。その対応に納得できないため、大学宛に文書照会したが、その回答が実質的な回答になっていない。 当該菌株についての権利帰属、保管状況等について、調査を求める。</p>
<p>確認事項</p>	<p>○ 府立大学において、研究開発成果有体物の取扱いについては、研究開発者の判断により、原則有用なものについては大学帰属とされ、(独)理化学研究所等公的機関に寄託することにより、維持・保存・品質管理及び研究者へ提供等することとされています。</p> <p>○ 府立大学の調査によると、申立ての菌株は、大学帰属ではなく、研究開発者個人の帰属とされていたもので、その管理状態から大学として提供することが不可能と判断されたことが判明しましたが、その旨を含め、研究開発成果有体物に係る学内の取扱いについて、大学としてより丁寧な説明が望ましかったと考えられます。</p> <p>なお、研究開発成果有体物の取扱いの規程については、現在未整備ですが、今後検討予定であることを確認しました。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 24.8.20】</p>	<p>○ 所管部局（文化環境部）を通じて、府の出資法人である京都府公立大学法人（府立大学）に対して、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申立てを真摯に受け止め、研究活動や大学運営に係る問合せ等については、その趣旨等も十分理解した上で、丁寧な説明に努めるとともに、早期に規程等の整備に向け検討を進めること。
<p>対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果有体物の適正な管理、外部機関等との円滑な研究協力を図るよう、研究成果有体物取扱規程を平成27年4月1日付けで制定しました。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載